

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定	平成25年	4月	1日市長決裁
改正	平成26年	4月	1日市長決裁
改正	平成27年	3月17日中央区まちづくり推進課長決裁	
改正	平成29年	3月22日中央区長決裁	
改正	平成30年	5月16日市長決裁	
改正	令和2年	4月	1日中央区長決裁
改正	令和4年	3月25日市長決裁	
改正	令和4年	7月28日中央区役所総務企画課長決裁	
改正	令和6年	3月13日市長決裁	
改正	令和7年	4月	1日中央区役所総務企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区における地域住民の主体的な地域課題の解決や地域コミュニティの活性化への取り組みを支援し、もって安全で安心して暮らすことのできる、持続可能な自主自立のまちづくり活動の推進を図るため、地域の団体等に対し、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、中央区において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体であって、別表に定める補助対象団体の要件のほか、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの
 - イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
 - ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会（以下「審査会」という。）に諮り、特別の定めをすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、地域魅力アップモデル事業及び地域課題対応事業の二つの種類に分けて募集することとし、補助対象事業は、熊本市中央区の地域住民等が行う自主自立のまちづくりを推進することに寄与するもので、補助対象期間終了後も引き続き活動の継続が見込まれる事業であって、別表に掲げるものとする。ただし、当該事業が本市における他の補助金等（市が交付する補助金、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、校区自治協議会運営補助金交付要綱（平成17年4月1日制定）第1条の補助金を除く。）又は本市が直接支出する費用をもって提供する物品を受けている場合又は受ける予定の場合は除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助金の上限額等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、審査会に諮り特別の定めをすることができる。

2 補助の対象となる期間は、第7条の規定による決定をした日から当該決定をした日の属する年度の末日まで

とする。ただし、第7条第2項の規定に基づく交付決定を行った日以前（当該決定をした年度に限る。）に発生した経費であって、交付決定を受ける前の実施が必要であったと認める経費については、補助対象とすることができる。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならないこととする。

（1）事業完了前の申請

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 収支予算書（様式第3号）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 団体概要書（様式第5号。熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成16年7月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体並びに熊本市町内自治振興等補助金交付要綱（令和7年4月1日制定）第3条に規定する町内自治会等以外の団体（以下「校区自治協議会等以外の団体」という。）に限る。）

オ 役員名簿（様式第6号。校区自治協議会等以外の団体に限る。）

カ 構成員名簿（様式第7号。校区自治協議会等以外の団体に限る。ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに代えることができる。）

キ 規約、定款その他これらに類する書類

ク 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（2）事業完了後の申請

ア 前号アからクまでに掲げるもののうち、イを除いた書類

イ 収支決算書（様式第14号）

ウ 領収書等経費の支出を証する書類の写し

3 第1項の申請は、1団体につき、1回の募集において1事業に限ることとする。

（交付の制限）

第6条 この要綱に基づく補助金の交付は、1団体につき、一の年度において1事業に限ることとする。

2 地域課題対応事業は、同一の団体が連続する二の年度において、補助金の交付を受けることはできないこととする。

（審査及び交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を確認し、補助金を交付する事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の結果に基づき、補助金の交付又は不交付について決定し、交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書（様式第8号）、不交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地域魅力アップモデル事業について、第12条の事業報告会において次年度も引き続き補助金の交付を希望する旨の意思の表示があったときは、市長は、そのものから補助金の交付の申請があった場合の補助金の交付について審査会に諮り、その結果に基づいて前項の交付又は不交付を決定することができることとする。

（事業変更の申請等）

第8条 前条第2項又は第3項の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金補助事業計画変

更申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知することとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）

又は交付決定を受ける前に完了している補助事業が交付決定を受けたときは、その日から30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の3月31日以降の日となるときは、当該3月31日）までに、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる書類（第5条第2項第2号の申請をして交付決定を受けた場合は、第1号から第3号までを除く。）を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

2 補助金の交付の確定については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書（様式第15号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知することとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとし、前条の規定による交付の確定の通知を受けたものは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、一括又は分割して補助事業の完了前に概算額を交付することができることとする。

3 前項の規定による概算額の交付を受けようとする補助事業者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならないこととする。

4 前項の規定による概算額の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、概算額の交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書（様式第18号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

5 概算額の交付を受けた補助事業者は、第10条の規定により確定された補助金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないこととする。

（事業報告等）

第12条 市長は、補助事業者に対し、事業の進捗状況等に関する聴取、及び事業報告会への出席を求めることができることとする。

(調査及び是正措置)

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができることとする。

2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、補助事業者に対し、その是正の指導、交付決定の取消しその他の必要な措置をとることとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業の実施を中止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第2条の補助対象団体の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金返還通知書(様式第19号)により当該補助事業者に通知を行うこととする。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、第8条第3項の規定により交付決定の取消し若しくは変更を行った場合又は第10条第1項若しくは前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第16条 補助事業者等は、第14条第1項の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

る。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第17条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達するために必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全部相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

(雑則)

第19条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に作成されているこの要綱による改正前の熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱の規定に基づき作成された申請書及びその他の書類は、この要綱の相当規定により作成し、提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条・第4条関係）

種類	要件等
地域魅力アップモデル事業	1 補助対象事業 地域の理解の下に行う次のいずれかに該当する新規事業であって、中央区において先進的、模範的な特性を有する事業 (1) 地域活動の負担軽減が図られる事業 (2) 生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業 (3) お互い様で支えあう地域づくりを進める事業 (4) (1)から(3)までのほか、公益的な事業で市長が認める事業
	2 補助対象団体 (1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体 (2) 熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第3条に規定する町内自治会等 (3) (1)及び(2)のほか、中央区において地域コミュニティ活動を行う団体（組織の運営に関する会則等があり構成員が5人以上の団体に限る。）
	3 補助対象経費 補助事業の実施に要する次の経費 (1) 報償費 (2) 研修費 (3) 印刷製本費 (4) 消耗品費 (5) 通信交通費 (6) 備品購入費 (7) 借上料 (8) 委託料 (9) (1)から(8)までのほか、これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの
	4 補助率等 同一の事業について、連続する3箇年度を限度として補助金の交付の申請をすることができる。各年度の補助率は、次のとおり。 1年目 補助対象経費の3分の2 2年目 補助対象経費の2分の1 3年目 補助対象経費の3分の1
	5 補助上限額 100万円（補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
地域課題対応事業	1 補助対象事業 地域住民が主体的かつ継続的に行う次のいずれかに該当する事業 (1) 住民の身近な課題を解決する新規事業 (2) 地域における従来の取組みを発展させる事業
	2 補助対象団体 (1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体 (2) 熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第3条に規定する町内自治会等
	3 補助対象経費 補助事業の実施に要する次の経費 (1) 報償費

	(2) 研修費 (3) 印刷製本費 (4) 消耗品費 (5) 通信交通費 (6) 備品購入費 (7) 借上料 (8) 委託料 (9) (1)から(8)までのほか、これらに準じる経費であつて市長が特に必要と認めるもの
	4 補助率 補助対象経費の2分の1
	5 補助上限額 30万円（補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

熊本市長 （宛）

（申請者）

住 所

名 称

代表者職・氏名

電話番号

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名（ ）

2 新規・継続の別 新規 ・ 継続（ 年目）

3 交付申請額 ￥ ー

4 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 団体概要書（様式第5号）

(5) 役員名簿（様式第6号）

(6) 構成員名簿（様式第7号）

(7) 規約、定款その他これらに類する書類

(8) 収支決算書（様式第14号） ※事業完了後の申請者の場合のみ

(9) 領収書等経費の支出を証する書類の写し ※事業完了後の申請者の場合のみ

(10) その他市長が必要と認めるもの

事業計画書(A)

事業の種類	地域魅力アップモデル事業（初年度）
団 体 名	
事 業 名	
交付申請予定期間	本年度のみ ・ 2年目まで ・ 3年目まで
本年度の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所又は地域	
事業の必要性	※この事業を実施するに至った経緯、地域の現状及び課題、事業の目的等を記入。
事業実施により 見込まれる効果	※この事業の目的・事業の効果（地域が受ける恩恵・波及効果）等を記入。

実施事業の全体像	※交付申請予定期間全体にわたる事業の活動スケジュール、具体的な取組み等を記入。 他の団体と連携して事業に取り組む場合にはその点も記入。
補助対象期間終了後の事業の展望	※どのように事業を継続していくか、また、補助対象期間終了後の運営資金調達方法などを記入。

本年度の 事業目標 ※事業完了後の 申請者の場合は 実施事業の成果 (目標達成度)	※本年度の目標や到達点を記入。			
本年度の 事業内容	※年間を通じての活動スケジュールなど具体的な取組みを記入。			
※事業完了後の 申請者の場合は 次年度に向けた課題 (自立に向けた取組 み含む)				
予定事業費 及び申請額	交付申請予定期間の総事業費 (予定) 円 (内訳) 本年度 円 2年目 円 3年目 円 交付 申請総額 (予定) 円 (内訳) 本年度 円 2年目 円 3年目 円			
地域への説明等の有無 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体並びに熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第3条に規定する町内自治会等以外の団体が申請する場合で、地域への説明等を行っている場合は、相手側の団体名及び代表者の氏名をご記入ください。				
団体名 氏 名				

※ 上記記入欄が不足する場合は別紙 (A4 版) を添付すること。

本年度の 事業内容	※年間を通じての活動スケジュールなど具体的な取組みを記入。
地域への説明等の有無 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体並びに熊本市町内自治振興等補助金交付要綱第3条に規定する町内自治会等以外の団体が申請する場合で、地域への説明等を行っている場合は、相手側の団体名及び代表者の氏名をご記入ください。	
団体名 氏 名	

※ 上記記入欄が不足する場合は別紙（A4 版）を添付すること。

事業計画書(C)

事業の種類	地域課題対応事業
団 体 名	
事 業 名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所又は地域	
事業の必要性	※この事業を実施するに至った経緯・地域の現状と課題等を記入。
事業実施により 見込まれる効果	※この事業の目的・事業の効果（地域が受ける恩恵・波及効果）、補助対象期間終了後の事業の展望等を記入。

事業内容	※年間を通じての活動スケジュールなど具体的な事業内容を記入。	
※事業完了後の 申請者の場合は 実施事業の成果 (目標達成度)		
※事業完了後の 申請者の場合は 次年度に向けた課題 (自立に向けた取組 み含む)		
予定事業費 及び申請額	予定事業費 交付申請額	円 円

※ 記入欄が不足する場合は別紙（A4 版）を添付すること。

収支予算書

事業名	
団体名	

（1）収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

（2）支出の部

項 目		金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料		
	その他		
	小計（A）		
補助対象外経費			
	小計（B）		
合計（A）＋（B）			

※ この収支予算書の他、事業費の内訳がわかる関係書類（見積書等）を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

申請者 代表者

代表者住所

代表者生年月日 年 月 日

私は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金の交付を申請するに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 当団体は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第2条及び別表の「補助対象団体」の要件を満たす団体であるとともに、当申請事業が第3条及び別表の「補助対象事業」の要件を満たす事業であることに相違ありません。
- 2 当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例第2条に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。
- 3 当団体は、宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体に該当しないことに相違ありません。
- 4 熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱その他関係法令の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても、異議、苦情の申立てを行いません。
- 5 本市から交付申請に係る書類に記載された関係団体及び関係者に対して当該計画（個人情報を除く）に関するヒアリング等を行い、その結果を審査の補完材料として用いることに同意します。

団体概要書

1 団体名	
2 団体の所在地	〒 ー
3 代表者職名・氏名	職名
	(フリガナ)
	氏名
4 設立年月日	年 月 日
5 構成員数	人
6 団体の目的	
7 主な活動内容	
8 主な活動実績	
9 主な活動場所	
10 担当者・連絡先	(フリガナ)
	氏名
	(職名)
	住所 〒 ー
	電話番号
	FAX
	E-mail
	HPアドレス

役員名簿

団体名【

年 月 日現在

[illegible]

※代表者も記載してください。

※欄が不足するときは、行を追加の上記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金額	円

3 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

ただし、熊本市補助金交付規則第11条第2項及び熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第11条第2項の規定により、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

4 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業が完了した日から30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の3月31日以降の日となるときは、当該3月31日）までに所定の実績報告を行わなければならない。
- (5) (その他)

5 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金
については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により下記のとおり交
付決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金額	円
- 3 補助金は、確定された金額を請求により交付する。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - （1）交付決定後速やかに、所定の実績報告を行わなければならない。
 - （2）（その他）
- 5 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金
については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金補助事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者

年 月 日付け中総企発第 号で補助金交付決定通知のあった 年度事業について、
下記のとおり変更したいので御承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 その他

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け中総企発第 号により交付決定を受けました熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金の使用実績

（1）補助金交付決定額	_____ 円
（2）補助金使用額	_____ 円
（3）差 引 額	_____ 円

4 活動実施状況（添付書類）

- （1）事業報告書（様式13号） ※事業完了後の申請者の場合は不要
- （2）収支決算書（様式14号） ※事業完了後の申請者の場合は不要
- （3）領収書等経費の支出を証する書類の写し ※事業完了後の申請者の場合は不要

事業報告書

団 体 名	
事 業 名	
実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
実施内容 ※活動実績が分かる資料があれば添付してください	
実施事業の成果 （目標達成度）	
次年度に向けた課題 （自立に向けた取組み含む）	※事業を継続していくための工夫があればご記入ください。

※ 上記記入欄が不足する場合は別紙（A4 版）を添付すること。

収 支 決 算 書

事業名	
団体名	

（1）収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

（2）支出の部

項 目		金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料		
	その他		
	小計（A）		
補助対象外経費			
	小計（B）		
合計（A）＋（B）			

(収入額)

円

—

(支出額)

円

=

(差引額)

円

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け中総企発第 号で通知した 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第10条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け中総企発第 号で通知した 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第10条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

確定理由

※この決定により、既に交付を受けた額と差額が生じた場合は、速やかに返還手続きを行ってください。

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け中総企発第 号により交付決定を受けました熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額

¥ —

（振込先）

（フリガナ）			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	本店 支店 出張所 支所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者

年 月 日付け中総企発第 号で交付決定のあった 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金について、下記のとおり概算交付をお願いします。

記

- 1 事業名
- 2 補助金概算交付申請額 円
- 3 補助金の概算交付申請理由

中総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書

年 月 日付け中総企発第 号で通知した 年度熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第11条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

補助金概算交付額

円

（交付の条件）

補助事業終了後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書（様式第12号）
- （2） 事業報告書（様式第13号）
- （3） 収支決算書（様式第14号）
- （4） 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- （5） （その他）

